

## 農業の規制改革に関する意見書（案）

現在、政府は、規制改革会議が平成26年5月に示した「農業改革に関する意見」を基に、農業協同組合や農業委員会制度の見直し、農業関係者以外のものによる農地所有の解禁など、農業の規制改革を具体化しようとしている。その内容は、農業委員会等の見直しでは農業委員の選挙制度を廃止し、農業生産法人の見直しでは主たる事業を農業としてきた事業要件の廃止等を行い、農業協同組合の見直しでは中央会組織としての全国農業協同組合中央会を廃止し、全国農業協同組合連合会を株式会社化することなどである。

しかしながら、農業委員会等の見直しは、行政庁への意見・建議を業務から除外するなど、行政委員会の独立性を損なうものである。農業生産法人の見直しは、営利企業による農地の利用や所有を大幅に認め、大企業などが農業生産法人として農地、農業に進出する条件を格段に広げるものである。農業協同組合の見直しは、系統組織を解体し、総合農協という日本の農協運動の重要な特徴を壊すものである。

このように、政府が進めようとしている農業の規制改革は、農家の経営や地域社会を維持する上で重要な役割を担ってきた家族経営と農業従事者の自主的な組織を衰退させ、これまでの農業政策のあり方を根本から覆すものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、農業の規制改革の名の下に行う農業協同組合や農業委員会等の見直し等を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣

} 宛て